

29 アルコール健康障害対策基本法の概要

酒類は国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであり、その伝統と文化は国民の生活に深く浸透しています。その一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となります。そして、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるだけでなく、その家族に深刻な影響を与えたり重大な社会問題を生じさせたりするおそれがあります。

このため、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、アルコール健康障害対策基本法が制定され、平成26年6月1日に施行されました。

同法においては、酒類の製造又は販売を行う事業者は、国及び地方公共団体が実施するアルコール健康障害対策に協力するよう努めることとされています。また、政府は、施行後2年以内に、アルコール健康障害対策の推進に関する基本的な計画を策定することとされており、今後、有識者や当事者等で構成されるアルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴きながら計画を策定し、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

(注) アルコール健康障害とは、アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害をいいます。

アルコール関連問題啓発週間ポスター

アルコール関連の問題について知ってる？
本間にぜんぶ知ってる？

そう、多量飲酒などの「不適切な飲酒」で恐ろしいのは、急性アルコール中毒や、アルコール依存症だけじゃないんです。生活習慣病や臓器障害、がんなど、さらには、睡眠障害、うつ、自殺、また、飲酒の過剰や、イッキ飲まなどのアルコール・ハラスメントも、深刻な事故を引き起こします。そして、未成年の飲酒は心身に害を与え、妊婦の飲酒は胎児に悪影響を与えます。楽しい場面もある飲酒ですが、様々な問題を引き起こしてしまうことを知ってください！

アルコール関連問題啓発週間 11月10日(日)～16日(日)

フォーラム開催【文京】エル・シアター 11月16日(月) 14:00～ 【調布】ヤクルトホール 11月12日(水) 16:00～
【有明】有明ホール【大塚】大塚 11月10日(日) 14:00～ 【有明】有明ホール【大塚】大塚 11月10日(日) 14:00～
【有明】有明ホール【大塚】大塚 11月10日(日) 14:00～

【問い合わせ】アルコール問題関係者フォーラム事務局 E-MAIL:alcohol@forum@npo.or.jp TEL:03-8254-1834 FAX:03-3545-2870

内閣府・消費者庁・警察庁・国土交通省・厚生労働省・建設省・国土交通省 <http://www.etc.or.jp/all/etah/>

同法においては、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、毎年11月10日から16日までを「アルコール関連問題啓発週間」と定めています。

アルコール健康障害対策基本法について

基本認識

酒類が国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高い

定義

アルコール健康障害：アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害

基本理念

アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援

飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

責務

国・地方公共団体・国民・医師等・健康増進事業実施者の責務とともに、事業者の責務として、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮する努力義務を規定

(事業者の責務)

第6条 酒類の製造又は販売(飲用に供することを含む。以下同じ。)を行う事業者は、国及び地方公共団体が実施するアルコール健康障害対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮するよう努めるものとする。

アルコール関連問題啓発週間

国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、アルコール関連問題啓発週間(11月10日から同月16日まで)を規定

アルコール健康障害対策推進基本計画等

アルコール健康障害対策推進基本計画：内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議するとともに、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、案を作成し、法施行後2年以内に閣議決定

都道府県アルコール健康障害対策推進計画：都道府県に対し、策定の努力義務を規定

基本的施策

教育の振興・不適切な飲酒の誘引の防止・健康診断及び保健指導・アルコール健康障害に係る医療の充実等・アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等・相談支援等・社会復帰の支援・民間団体の活動に対する支援・人材の確保等・調査研究の推進等を規定

(不適切な飲酒の誘引の防止)

第16条 国は、酒類の表示、広告その他販売の方法について、酒類の製造又は販売を行う事業者の自主的な取組を尊重しつつ、アルコール健康障害を発生させるような不適切な飲酒を誘引することとならないようにするために必要な施策を講ずるものとする。

アルコール健康障害対策推進会議・関係者会議

内閣府、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁その他の関係行政機関の職員をもって構成し、連絡調整を行うアルコール健康障害対策推進会議の設置を規定

アルコール健康障害対策推進会議の連絡調整に際して、専門家、当事者等の意見を聴くアルコール健康障害対策関係者会議の設置を規定